

静岡県告示第524号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
県道新居浜名線	(略)	(略)	県道新居浜名線	(略)	(略)
			<u>湖西市</u> <u>道大倉</u> <u>戸大平</u> <u>線</u>	<u>全区間</u>	<u>左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。